

平成23年度鳥取県環境審議会（第2回）

日 時 平成24年3月21日（水）
午後3時～5時

場 所 ホープスター鳥取 7階 銀河の間

○白石課長

済みません、まだお見えになっていない委員の方もございますけれども、定刻を若干過ぎましたので、ただいまから平成23年度第2回鳥取県環境審議会を開催させていただきます。開会に先立ちまして、檜谷会長様よりごあいさつをお願いいたします。

○檜谷会長

皆さん、こんにちは。年度末のお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうのメインの議題は、環境基本計画の中の具体的なプランでありますイニシアティブプランということで、非常に重要な議題でございます。2時間という限られた時間ですけれども、十分な御審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

○司会

ありがとうございました。

続きまして、事務局を代表いたしまして、鳥取県生活環境部、法橋生活環境部長より一言ごあいさつ申し上げます。

○法橋部長

皆さん、こんにちは。会長からもありましたけれども、年度末で公私ともに御多忙中のところ御出席を賜りまして、ありがとうございました。

東日本大震災から1年を経過いたしました。この大震災、それに関連します福島第一原子力発電所の事故、この震災事故は我々の生活にとって、本当に歴史的な契機になったと考えております。

被災地は1年たちましたけれども、いまだに瓦れき処理等が進まず、非常に復興に支障を来しておるということで、県内でも米子市長が受け入れ表明をされるということで、我々も今、その受け入れ体制ということで非常に忙しくやっておりますけれども、何とか被災地に寄り添って、これからも被災地の復興、それが日本の復興につながるという意味で、我々も一緒に復興の道をたどっていきたいと思っております。

環境の問題に関しましても、この東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故は非常に大きな出来事でありました。我々、環境イニシアティブの、きょうの大きな議題になっておりますけれども、やはり地球温暖化対策ということで、これまでいろんなことを考えてきたわけですけれども、それに絡めて、エネルギーをどうするかということが非常に大きなテーマになっております。県としては、できるだけ原子力発電に依存しない、そして再生可能エネルギーをできるだけ活用していく、そういう社会を目指していきたい。知事いわく、緩やかなエネルギー革命を推進していき、新しい社会構造というもの、もちろんそれだけではなくて、我々の生活自体も新しい形でライフスタイルを築いていくと、こういったことを考えておるところでございます。

ただ、「言うは易く行は難し」という問題でございまして、我々、戦後、高度経済成長の中で、非常にエネルギーをたくさん消費する社会、そして生活というものになれ親しんできている、そういったものからある意味では脱皮するという、非常に苦しい選択の面があるわけでございます。ただ、これをやらないと、地球環境の問題、それから安全で安心な社会を構築することはできないと考えられております。

今日は環境イニシアティブの問題、それから地球温暖化対策の問題、そのほか、人間と動物の共生等、いろいろな環境をめぐる諸課題について御審議を賜ることにしておりますので、2時間という短

い時間ではありますけれどもぜひ忌憚のない御議論をいただきまして、よりよい計画づくりというものを答申いただければと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。どうも失礼いたします。

○白石課長

ありがとうございました。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

次第のほか、資料が1から7までございますので、御確認をお願いいたします。

それで一つだけ、資料3-1というところで別紙を1枚置かせていただいています。これは、もともとのお配りした資料3-1のところに公印のついてないものがありましたので、公印のついたものを別紙として置かせていただいております。よろしいでしょうか。

それでは、本日の出席の委員さんでございますけれども、委員数30名中25名の御出席でございます。名簿の中には岡委員様が御欠席ということになっておりますが、きょうは出席をいただいております。

予定でいきますと27名は御出席いただけますけれども、現在のところ、25名でございます。鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第32条第2項に定める審議会の定足数である半数以上を満たしていることを御報告いたします。

それでは、これから、今後の進行は檜谷会長様をお願いいたします。

○檜谷会長

それでは、議事次第に従いまして進行、議事に入りたいと思います。

まず、1番目の議題ですけれども、鳥取県地球温暖化対策計画についてということで、これは後で審議してもらいますイニシアティブプランの中でも既に入っているものでございますけれども、その件について御報告をお願いいたします。

この件については、平成22年1月の当審議会で企画政策部会をお願いしておりました。現在までの経緯等を含めて、事務局の方で御説明をお願いします。

○小林室長

失礼いたします。環境立県推進課の小林と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料1-1をごらんください。この中の1-2をごらんください。

鳥取県地球温暖化対策条例に定める対策計画に関して整理したものでございますけれども、まずこの条例上の対策計画につきましてはこれまで御審議をいただいてきましたが、後ほど説明させていただきます、「とっとり環境イニシアティブプラン」そのものをこの地球温暖化対策計画と位置づけたいというものでございます。

その詳細でございますけれども、資料1-3-2をごらんください。温暖化の計画にかかわるものにつきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に定めます地方公共団体の実行計画、これは区域施策編でございますけれども、それと、県の地球温暖化対策条例に定めます対策計画というものになっております。それぞれ地球温暖化対策の推進に関する法律、それから条例の中で、この計画にかかわる部分の根拠規定をこの資料の左側の方に掲げているところでございます。

まず、法律につきましては、第20条の3第2項により定められるべき事項が決まっております、中身は計画期間でございますとか地方公共団体実行計画の目標、それから実施しようとする措置の内容等でございます。

同じく、同法の20条の3第3項におきましても定めがございます。中身は、太陽光ですとか風力といった自然エネルギーを利用したものの利用促進に関する事柄、それから区域、県内ですけれども、県内の事業者または住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項、それから公共交通機関の利用者の利便の増進でございますとか、都市部における緑化促進等でございます。それから、廃棄物等の発生の抑制の促進、その他の循環社会の形成というものが要件になっておりま

す。

それに対応するものを右側に掲げているのですが、とっとり環境イニシアティブプランの中で、このそれぞれの要件に該当するのはこういうものかというものが、右側に書かれているものでございます。

まず、経過期間でございますが、平成23年度から平成26年度の4年間でございます。それから、計画の目標でございますが、これは平成26年度までに県内で排出されます温室効果ガスの総排出量を432万9,000トンにする。それから、森林吸収による温室効果ガスの吸収量61万トンが目標でございます。

それから、実施しようとする措置の内容でございますが、大きな項目で分けると、エネルギーシフトの率先的な取り組み、これは再生可能エネルギー等の導入促進等でございます。それから、環境実践の展開、いわゆる省エネ活動の展開でございます。それから、環境負荷低減の取り組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現等ということで、例えばモーダルシフトとかEVの導入促進、そういったものも含めて取り組みを行っていくというものでございます。

それから、法の20条の3第3項に定める、それぞれ各項に定める再生可能エネルギーの導入等につきましても、同じく、エネルギーシフトの欄に盛り込んでおりますし、それから、省エネ実践ということで県版のエコポイント制度の創設、それからエネルギーの見える化の推進ということで、省エネ診断とかうちエコ診断等の促進、それからLED化を初めとした省エネ対策の推進等をこの計画の中に盛り込んでおります。それから、公共交通機関の利用者の利便の増進でございますとか緑地の保全等につきましても、それぞれ計画の第2章等に盛り込んでいただいております。それから、循環社会の形成につきましても、第2章の中で4R社会の実現、リサイクル産業の振興、廃棄物の適正処理体制の確立といったものを盛り込んでいただいております。

同じく、条例におきましても、この法で定めるべきものを定めるという内容になっておりまして、これまで説明したとおり、その条例にかかわる要件につきましても盛り込んでいただいております。最初の1-2の方に戻っていただきたいのですが、そういった法とか条例に定める要件等をすべてこのとっとり環境イニシアティブプランの中に盛り込んでいただいております。そのものを対策計画として位置づけたいというものでございます。

それから、2番の計画期間につきましては、先ほど申しましたとおり、23年度から26年度までの4年間。

それから、電気の排出係数、これにつきましては、詳しくは資料の1-4をごらんください。

電気の排出係数につきましては、1キロワットアワー当たりどのぐらいのCO₂を発生するかといった係数でございます。これにつきましては、これまでは法の定めがあった0.555キログラムCO₂1キロワットアワーというものをデフォルト値として使ってまいりました。このデフォルト値を、最近までは中国電力の実際の排出係数を使いたいということで検討してまいりました。今まで検討してまいりました数字は、島根の原子力発電所3号機が2012年3月に稼働予定、それから山口県上関町のところで、原発が2機、予定されているのですが、そのうちの1号機が2018年3月に稼働される予定と。そういった原発の新規稼働を見込むと、中国電力としては1990年度比で3割電気排出係数は改善されるということで、0.614掛ける0.7の0.4298キログラム/キロワットアワーというものを利用しようかと考えておりました。

ただ、東日本大震災によります福島第一原発事故によりまして、今後の原子力発電というものは全く予断を許さない状況でございまして、こういった3号機の稼働でございましてとか上関1号機が稼働されるかどうかというのは全くわからない状況でございまして、これまでの考え方を変えるべきではないかということで再検討を加えております。

再検討を加えた結果、1の見直し結果のところに掲げておりますけれども、0.491という数字を使いたい。この0.491という数字は、2010年度における中国電力におけるクレジット換算後の排出係数でございます。中国電力さんといたしましてもCSR報告書の中で、この0.491につきましては2012年度を目標値として掲げているというものでございます。

この2010年度がどういう年かと申しますと、島根原発1号機が全く点検問題等で1年間稼働していない、それから2号機におきましても9カ月間停止状態ということで、島根原発は2号機が3カ月間だけ稼働したという状況でございます。中国電力における原発の電源コースが約3.3%といったような、全く少ないような年でございました。こういうことも踏まえまして、2014年度であるプランの目標年度、それからその先の10年後の2020年度における電気の排出係数におきましては、現在のところ、この0.491を使いたいということで、この係数を利用しているところでございます。

またもとに戻っていただきまして、資料の1-2をごらんください。それから、温室効果ガスの総排出量目標値の設定という欄でございますけれども、これにつきましては資料の1-5-1、A3判の横長の資料をごらんください。

県といたしましては、2020年度における温室効果ガスの総排出量自体は、国がコペンハーゲン合意に基づきまして国連に登録されている、ある一定条件はあるのですけれども、1990年度比の25%削減というものを県としても目標に掲げたいというものでございます。これにつきましては難しい面もございますけれども、とっとり環境イニシアティブということで、全戸を先導するという意味でもこの25%削減を目指すべきではないかということで考えているものでございます。

基本的には、青い欄が区分の欄にありますけれども、2010年度の実績を踏まえて、施策等を施さない場合というBaUを積算いたしまして、そのBaUからどのぐらい施策を施したときに温室効果ガスとか削減できるかというものでございます。

一番右側の方に2020年度における目標を掲げているところでありますが、各部門における削減等、それから再生可能エネルギーの導入等を行いまして、一番下の方に△25とありますけれども、1990年度比で25%削減というものを県としての目標に掲げたいと。

ただ、プランの方が、目標年度は平成26年度でございますので、ではその26年度が2014年度に当たりますけれども、そこはどうするかというものでございますが、基本的には2020年度△25%を目標として直線補完的に、年度中途である2014年度につきましては、1990年度比で15.1%の削減というものを掲げたいと。表でいきますと、真ん中辺に(e)とありますけれども、△の15.1%が削減目標であると。この削減目標である温室効果ガスの排出量等をプランの中に盛り込んでいただいております。

済みません、たびたび行ったり来たり、申しわけありません。それから、また資料1-2をごらんください。

それから、廃棄物エネルギー利用によるCO₂及び一酸化二窒素の排出量ですけれども、これは東部の広域行政管理組合の方が平成29年度運用開始予定という廃棄物焼却場等を計画していますので、これも盛り込んでCO₂の排出量等、また積算しているところでございます。

それから、細かい話になるのですが、6番のところでございます。再生可能エネルギーを導入いたしますと、CO₂の削減ということで考えているのですが、それにつきましては先ほど申しました電気の排出係数0.491が平成22年度の実績値でございます。これは、中国電力管内のいろんなエネルギー、石炭、石油、原子力、それから再生可能エネルギー等の構成をもとに算出された係数でございます。この係数を利用するというので、平成23年度以降については、22年度から増加した分だけの再生可能エネルギーの量について削減を図ると。

ただ、平成22年度までの再生可能エネルギーによる電気料につきましては、県内で発電した再生可能エネルギーによる電気につきましては、自分ところで使っていたり中国電力に買電している分がございまして、そのうち、買電している分につきましては、その買電の一部は県内で消費される場合もございまして、他県で消費されるというものも考え方としてございまして、この他県で利用される県内で発電した再生可能エネルギーによる電気によるCO₂削減分につきましては、県内の削減効果ということでCO₂削減の方に上げております。と申しますのは、これをしないと、仮に再生可能エネルギーによる発電ですべての県内の電気エネルギーが賄われるということであっても、買電した分については算定されないということになってしまいますので、県外分につきましては、これを算定しない

と、ちょっと論理の整合性が合わないということで、その分につきましても削減させていただこうというものでございます。

それから、最後になります。森林の吸収量につきましては、資料の1-7でございますけれども、間伐計画によりましてCO₂の吸収量というの見込んでいますところでございます。平成26年度時点におきましては、目標として61万トンのCO₂吸収量を見込んでいるということで、この数字をイニシアティブプランの中に盛り込んでいるというものでございます。

資料1-3-1をごらんください。その結果として、とっとり環境イニシアティブプランの中に盛り込まれております温室効果ガスの削減に係る対策計画というものの概要をお示ししているものでございます。

計画期間は、先ほど申しましたとおりでございますし、目標の欄でございますけれども、温室効果ガスの総排出量は平成26年度までに432万9,000トン、吸収量につきましては61万トン、その差し引きが371万9,000トンになりまして、これが1990年度比においては約85%ということで、15%の削減というものでございます。

それから、目標を達成するための施策等につきましては、項目のみ掲げておりますけれども、先ほど申しました再生エネルギーの利用促進等を掲げているところでございます。

それから、2番目の削減目標の一覧表でございますが、2020年度の欄に、一番下のところに書いておりますが、あくまでも1990年度比で25%削減という目標があって、その途上である2014年度につきましては15.1%削減というものでございます。以上でございます。

○檜谷会長

ありがとうございました。

では引き続き、実際に企画政策部会で審議いただきましたので、部会長であります増田先生から説明をお願いします。

○増田企画政策部会長

済みません、花粉症なもので、マスクの上から失礼します。

企画政策部会で審議した結果について御報告申し上げます。

資料の1-1の、1枚めくったところを見てください。鳥取県地球温暖化対策計画の審議結果について（報告）という文書がございますが、先ほど事務局から審議の経緯と答申案について説明があったとおりですが、慎重審議した結果、答申案については案のとおりとすることが適当であるとの結論を得ましたので、御報告申し上げます。

審議の経緯について先ほど御説明があったとおりですが、少し補足させていただきますと、我が鳥取県は環境先進県あるいは環境イニシアティブをとろうとする県ということで、高い目標を掲げたものとなっております。先ほど説明ありましたが、将来的には25%を目指して、そこに向かって直線補完で2026年度末までの数値目標を出してきたと。また、それを、先ほどの事務局の説明では細かいところまで御説明はありませんでしたが、資料の1-5-1とか1-5-2のとおり、どこで実際に削減できるのかというところを細かく積み上げていって、はじき出した数字というところでは、

特に、地球温暖化問題については、皆が加害者であるとともに被害者になり得るということで、すべてのセクターが協働して温室効果ガスを減らしていくことが重要になりますので、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で削減できる、また協働して取り組めるような計画とすることをポイントとしております。

以上が本鳥取県の地球温暖化対策計画の審議経緯と審議結果ということで、部会長から御報告とかえさせていただきます。よろしくをお願いします。

○檜谷会長

どうもありがとうございました。それでは、この地球温暖化対策計画について、御質問とか御意見が

あればお願いいたします。 日置先生。

○日置委員

森林の役割についてお尋ねします。まず、森林吸収量の目標について資料1の欄に掲げられていますが、間伐面積をもとに吸収量を算出したものと思われます。この間伐なのですけれども、実際には切り捨て間伐と収穫間伐があります。収穫間伐したものは住宅などに使われたりして、相当期間、CO₂が固定された状態ですが、切り捨て間伐したものは林地に放置されますので、次第に分解してもう一回CO₂が大気中に出ていきます。それは、直ちに出るわけではないけれども、次第に出ていきます。

間伐面積を根拠にしているのですが、切り捨てと収穫は区分して、それぞれ係数を掛けるということをしているのかどうかというのが1点お尋ねしたいことです。

もう1点は、そういうふうにして切った木を、森林バイオマスエネルギー発電ないしは熱として使うという考え方があると思いますけれども、民生部門の家庭ないしは業務において、そういうものがカーボンニュートラルエナジーを使うということが積算されているようには、ちょっと資料上見えないので、どういう扱いになっているか。この2点をお尋ねしたいと思います。

○檜谷会長 よろしく申し上げます。

○小林室長

1点目の切り捨てと収穫の間伐材の扱いですけれども、すみません。今、私、掌握していませんので、後ほど調べて御返事させていただきたいと思います。

それから、2点目の木質バイオマスを利用したような熱とか電気につきましては、再生可能エネルギーの導入ということで、一応プランの中に盛り込んではおります。ただ、熱エネルギーにつきましては、CO₂の削減効果というのはカウントしていません。発電につきましても、プランの中にはこれから検討ということで掲げてはおりますが、具体的な当てをしておりませんので、その部分につきましてはカウントしていません。

○日置委員

わかりました。前者については、では調べていただきたいと思います。これは、実際にはかなりきいてくると思いますので大事なことと思います。

後者に関しては、一たんバイオマスを電気にかえて使うということだけを前提にしていると、そこでかなり効率が落ちます。直接、熱エネルギーを得て、電気を使っている暖房等のエネルギーを削減するということも可能ですので、そういったことについても検討が必要かと思います。以上です。

○檜谷会長

では、よろしく御検討をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
何か御回答はありませんか、事務局の方から。

○小林室長

先ほどの1番目の件ですけれども、森林・林業総室の方に確認させていただきますので、後ほどわかればまたお示ししたいと思います。

○日置委員 よろしく申し上げます。

○檜谷会長

それでは、ほかの方ありませんでしょうか。ございませんか。

ないようですので、当審議会の意思決定をしたいと思いますが、日置先生の御質問がありましたが一応、本計画案をもって審議会の答申としたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょう

か。

それでは、そうさせていただきます。ありがとうございました。

引き続き、議題の2番目、メインの議題であります鳥取県環境基本計画について、県の方から御説明をお願いします。

○白石課長

それでは、資料の2-1をお願いいたします。

鳥取県環境基本計画の考え方ということで、若干おさらいになりますが、これは本県の環境行政の中・長期的な目標施策の方向性を示す計画でございまして、中ほどの矢印あたりの黒っぽいところを見ていただきますと、体系図ということで載せているのですが、基本的な部分、理念の部分と、それと実行計画ということで、途中から2つに分かれるようになっていきます。一番右端を見ていただきますと平成23年から第2次の環境基本計画、下の方に、同じ枠の中にとっとり環境イニシアティブプランということで位置づけさせておりまして、めくっていただきますと、資料2-2の方ですけれども、大もとの方は平成23年3月24日に諮問させていただき、めくっていただきまして、資料2-3の方ですが、23年9月5日のときに答申をいただいたということでございます。ただ、そのときに、実行計画、とっとり環境イニシアティブプランの方については継続審議とします、ということでいただいております。それを今回御審議いただくということになります。

2枚めくっていただきまして、資料2-4でございまして、これが9月のときに答申をいただきました基本計画の案ということでございまして、3ページ、4ページ、5ページを見ていただきますと、若干赤で修正させていただいておりますけれども、これリサイクルと環境実践のところの順番を入れかえたり、プロジェクトチームで検討していく中で若干の修正をさせていただいておりますので、御了解いただけたらと思います。

そして、資料2-5でございまして。そうやって、この環境基本計画の中の実行計画、イニシアティブプランということになるのですが、この中で特に3つのテーマにつきましては、プロジェクトチームとワーキンググループをつくりまして個別に検討をいたしておりました。それを何回か開きまして、めくっていただきまして、さらに資料2-6でございまして、パブリックコメントの方もいただきまして、それに対する意見等をこちらの方に、意見と対応についてまとめさせていただいております。

さらに、そこをめくっていただきますと、環境審議会全体会あるいは企画政策部会においていただきました意見につきましても、ここに書かせていただいておりますような対応をさせていただいております。

これらを踏まえまして、イニシアティブプランのプランをつくりました。お手元の別冊に2-9というのがございます。かなり厚いものになっておりますので、説明は、この分ではなくて資料7の方でさせていただこうと思います。済みません、資料2-7をお願いいたします。

これに、施策の体系ということで6つの柱を掲げております。全体的な方向としては、NPOや地域、企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践に取り組むということでございまして、エネルギーシフト、環境実践の展開、循環社会、安全・安心、自然共生、景観・快適さと、この6つの柱をそれぞれまた1から4のように細分化して右の方に体系化している、こんなようなものがプラン全体の体系でございまして。

めくっていただきまして、目標と施策等というところで、まずエネルギーシフトです。エネルギーシフトの率先的な取り組みを行うということで、これは全体に言えるのですが、まずは目指す将来の姿をそれぞれに上げさせていただきまして、それぞれの細かい項目につきまして目標と施策を掲げるという表現の仕方をさせていただいております。

エネルギーシフトの1番目ですけれども、再生可能エネルギーをどんどん導入していきましょう、導入を加速しましょうということで、平成22年度末には66万1,892キロワットであった再生可能エネルギーを、平成26年度末、この計画の期間内に15%アップさせて75万9,050キロ

ワットにふやすという計画にしております。さらに、平成32年には126万5,000キロワットということで、大幅な増加を目指しております。

2番目でございます、エネルギー資源の多様化促進の検討ということで、これは石炭、石油から天然ガスへの転換といったようなものを行ったり、あるいは廃棄物由来のエネルギーの利用拡大、これはRPFとか紙おむつのペレットでございますけれども、そういったものを行いながら電力の自給率を、平成22年度は24.6%ですが、これを26年度末には28.8%に引き上げ、さらに32年度には43%まで引き上げたいという計画にしております。

3番目でございます。スマートコミュニティの推進ということで、こうしてさっきの自然エネルギーを増産したり、あるいはエネルギー転換を図ったりしたものを連携していくといったようなことでございまして、具体的には施策の②の方に書いてございますけれども、モデル事業といたしまして、市街地、中山間地、温泉地をモデルにいたしまして、将来のスマートコミュニティのあるべき姿を検討するためのモデル事業を行っているところでございます。

4番目でございます。こういった再生可能エネルギー導入にあわせた新たな仕組みや技術を創出するというので、これは将来的にそういったことで、産業とか雇用の創出を図るといったようなものでございます。平成24年度には太陽光発電等の設備の施工とか維持管理のための技術講習を行ったり、太陽光発電パネルの点検機器を産業技術センターが県内企業に貸し出すなどを行って、こういったものを進めていきたいと考えております。

続きまして、3ページですけれども、環境実践の展開でございます。まず最初に、環境教育・学習の推進ですけれども、施策のところ書いてございますが、TEAS、鳥取県版環境管理システムの普及促進を図っていききたいと考えております。平成22年度には869件でございますが、計画期間中、平成26年度末には1,064件に引き上げたいと思っておりますし、こどもエコクラブにつきましても設置市町村を、現在12市町村ですが、19市町村、全市町村にまで拡大していききたいと考えております。

2番目でございます。企業・家庭における環境配慮活動の推進ということで、これは今年度新たに鳥取県版エコポイント制度を創設したいと考えております。これは、島根県が実施されております協賛店舗によるサービス提供ということと、あと関西広域連合が実施しております環境配慮型商品の購入をされた場合にポイントを付与して、たまったポイントを商品交換するといったようなものを抱き合わせて実施しようと考えております。

それと、見える化の推進。これはエネルギー消費の見える化ですけれども、うちエコ診断を活用しまして、実情にあわせて実効性の高い省エネ改善提案を「地球温暖化防止活動推進センター」さんを中心に進めていこうと考えております。

省エネ、省資源活動の徹底ということで、これ県民運動として平成20年、今年度10月、東部地域でレジ袋の無料配布を中止するという取り組みが実現することになりました。これを全県にこれから拡大をしていきたいと考えております。

社会システムの転換でございますけれども、公共交通機関、自転車などの利用促進を図るということで、今年度、バイシクルタウン構想というものを検討してまいります。あとEVタウンの推進ということで、引き続きカーシェアリングの実施を行ったり、充電インフラの環境整備を行ったりいたします。あとトピックスとして、鳥取市で電動バイクを生産される企業さんが企業進出で創業されます。今年度はその電動バイクの購入補助というものも予算の方に計上させていただいております。

めくっていただきまして、4ページでございます。循環社会ということで上げさせていただいております。

まず、4R社会の実現ということで、特に施策の①のところですが、これは中部の方ですが、市町村の枠を越えた圏域レベルでの不燃物の資源回収システムの構築に取り組んでいきたいと考えております。

そして、4Rの実践活動の拡大ということで、生ごみの堆肥化とか水切り等の実践活動も、県連合婦人会さんなどの環境意識の高い民間団体さんを中心に普及が図られつつありますので、今後とも

進めてまいりたいと考えております。

リサイクル産業の振興でございますけれども、特にリサイクル製品の利用促進ということが環境イニシアティブのプロジェクトチームでも御意見がございました。ですので、県認定のグリーン商品の利用促進を図るなど、今後も努めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。低炭素社会との調和ということで、これは施策の3のところ、廃棄物由来のエネルギー・熱回収の推進というのを掲げておりますけれども、例えば伯耆町さんでは、病院、福祉施設の使用済み紙おむつを固形燃料化したり、あるいはウエストバイオマスさんでは下水道汚泥を炭化処理して燃料にリサイクルする取り組み、あるいは天神川浄化センターでは下水道汚泥についてバイオマス発電等の有効利用の検討が行われるということでございます。

4番目に、廃棄物の適正処理体制の確立ということでございますが、これは環境管理事業センターと環境プラントさんが企業提携方式により、廃棄物処理施設の確保に取り組まれます。平成24年度には環境アセスと実施設計をされる予定でございます。

次に5ページでございます。安全・安心な生活環境の実現でございますけれども、まず1番目に、大気・水の関係で、特に3番の持続可能な水資源の利用ということで、今度の9月議会に地下水のくみ上げの届け出制度などを盛り込んだ条例を出す予定にしております。

2番目でございます。環境汚染化学物質等の適正管理でございますけれども、引き続き、ダイオキシン等の監視に努めてまいります。

3番目に、環境影響評価の推進でございますけれども、後ほど詳細は報告をさせていただきますけれども、国が平成24年4月に環境影響評価法を改正されるに伴いまして、今回条例改正、これは電子縦覧とか方法書における説明会の義務化などがございますけれども、それ以外にも風力発電施設設置の対象事業化について県条例の改正を今後検討していくといったこととなります。

4番目でございます。北東アジア地域と連携した環境保全の推進ということでございますが、来月4日、5日にサミットが鳥取県で開催されます。黄砂とか砂漠、生物多様性をメインテーマにいたしますが、ほかにも水ビジネスでありますとか海ごみの関係、エネルギー、自然エネルギーの関係についても投げかけをする予定にしております。

次は、自然共生でございます。6ページでございますが、三大湖沼の浄化について書いてございます。中海につきましてはこれからまた後で、負荷量規制の改正についての諮問事項として上げておりますので、またよろしくお願いをいたします。湖山池につきましても、後ほど報告事項の方で、将来ビジョンについて説明をさせていただく予定でございます。

生物多様性につきましては、里地里山の再生ということで有効活用を検討しておりまして、モデル地域、これは船岡の竹林の整備ですけれども、木炭化して有効活用すると。それによりまして竹林を整備いたしますので、イノシシとかシカなどが出現しにくくなるといった取り組みを行うようにしております。

3番目の、農地、森林等の持つ環境保全機能の回復でございますが、これはこれまでも取り組んできたところでございますが、なりわいとしての農業、林業だけでなく、環境保全機能についても意識してやっていくということでございます。

4番目の、人と自然とのふれあいの確保でございますけれども、平成25年度は植樹祭がありますし、あとナチュラルガーデンをテーマにした緑化フェア、あと国立公園山陰海岸指定50周年の式典など、グリーンウェイブと言っていますが、自然の緑の流れ、大きなうねりが鳥取県に来ようとしておりますので、そういったものに注目していただければと思います。

最後の景観と快適さですけれども、トピックス的には、上田征治さんに代表される左官さんのこて絵の作品を60点ほど調査、保存しておりまして、4月ごろまでにはホームページで紹介できるようなことでございます。

7ページの排出計画は、先ほど説明、温暖化計画で説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

あとは、8ページ、9ページは、主な目標指標としてそれぞれ掲げさせていただいております。

以上、長くなりましたが、説明を終わります。

○檜谷会長

ありがとうございました。

引き続きまして、審議していただいた増田部会長に御説明をお願いします。

○増田企画政策部会長

こちらについても企画政策部会に付議されましたので、本部会の審議結果について御報告申し上げます。

資料については、2-3を1枚めくったところがございます。平成23年3月24日付で付議されたことについて慎重に審議した結果、継続審議とした環境基本計画の実行計画について、先ほどのイニシアティブプランのところですが、先ほど事務局から御説明がありました案のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので御報告申し上げます。

そのほか、経緯等について、内容等について、事務局からかいつまんで説明いただいたとおりですが、環境基本計画のイニシアティブプランについては6本の柱から成っておりますが、中身は非常に多岐、多様にわたっております。ということで、企画政策部会だけではなく、皆様からも意見をいただくような形で、この審議会の委員の皆様にもイニシアティブプランの案の段階で資料をお送りして意見をいただいておりますし、その内容を反映しております。

また、パブリックコメントも、たしか1月でしたか、実施しまして、県民の皆様、あるいは市町村などの意見についてもそれぞれ反映したプランとなっております。以上です。

○檜谷会長

それでは、特に資料7のイニシアティブプランの内容をメインで御意見をいただければと思います。一応、皆さんから御意見をいただいているということでございますが、それを修正したものになってございます。よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

一たん見てもらって、いただいているので、御自分の御意見がどういうふうに修正されたかというところを中心に見ていただければと思います。なければ原案どおりで進めたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見はございますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

意見がないようですので、本日の計画案をもって審議会の答申といたしたいと思います。よろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、3つ目の議題に移りたいと思います。

湖沼水質保全特別措置法第7条関係です。中海汚濁負荷量規制の設定についてということで、事務局から御説明をお願いします。

○広田課長

水・大気環境課長をしております広田といいます。本日お配りしました諮問、3月21日付の押印してある部分のコピーをごらんいただけたらと思います。

湖沼水質保全特別措置法第7条第1項の規定に基づく汚濁負荷量規制基準の設定について、水質汚濁防止法第21条の規定に基づき、本審議会の意見を求めるというものでございまして、裏面を見ていただけますでしょうか。

諮問理由でございますが、湖沼水質保全特別措置法第7条に規定してあります汚濁負荷量の規制について、平成18年3月に改正がなされておまして、汚濁負荷量の一層の削減を図る意味で、既設の事業所ですとか下水道等の汚水処理施設にも規制を拡大するべくということで改正がなされたところがございます。

そこで、本審議会でも答申をいただきました現在の第5期中海の水質保全計画につきましても、汚濁負荷量規制の強化ということで、18年の法改正を受けて盛り込んでいるところがございます。そ

ういった経緯を踏まえまして、新たに規制対象とされました事業所の汚濁負荷量の規制基準を定めるため、本審議会の御意見をいただきたいというものでございます。

では、資料に基づいて御説明をさせていただきますが、まず資料の3-2をごらんいただけますでしょうか。

まず、湖沼水質保全特別措置法第7条第1項に基づく汚濁負荷量規制というのが、汚濁負荷量といってもなかなかわかりにくいかもしれませんが、一般的に私どもが工場・事業所の排水規制を行う場合は、工場・事業所から出てくる排水の濃度でもって規制をしているところです。1リッター当たりどのぐらいのBODとかCODとか、汚濁源が入っているかということで規制をかけているところですが、なかなかそういった濃度だけの規制では、水量が多い事業所は結構汚濁源となるものが一定量含まれるということになれば湖沼に相当量の汚濁負荷量が入るということで、もう少し規制を強めていく意味合いで、水量に合わせて、1日当たりどのぐらいの量をそれぞれの事業所に入れてもいいというか、上限に設定するというか、負荷量を総量的な意味合いで規制をかけていくというのが汚濁負荷量規制の考え方でございます。そういった汚濁負荷量規制の改正について、このたび当審議会の御意見をいただこうとしておるところでございます。

概要のところを書かせていただいておりますが、この汚濁負荷量規制については、新設の事業所ですとか、ある一時期から水量が増大するような事業所についてはこの負荷量規制という考え方はもう既に入れておるわけですが、さき方、前段で御説明申し上げましたように、既設の事業所、法が施行される以前から排出されている水については規制等をしていなかったところに対してもメスを入れて、そちらの方の負荷量も少し減量させて、一層の水質改善に努めていこうというものでございます。

2番目の汚濁負荷量規制基準の概要でございますが、規制項目といたしましては化学的酸素要求量、湖沼等の汚濁量の一つの指標としておりますCODと、それから富栄養化の状態を示す内容でございます窒素と燐、この3項目について負荷量の規制基準を設定しようということでございます。規制対象地域は中海ということで、さき方から申し上げておりますように、新たな基準の設定ということで、湖沼特定事業所の増設部分以外の既設部分からの排水に負荷量規制を適用しようとする。

それから、もともと下水道ですとか農業集落排水施設というのは、生活排水対策ということで、生活排水を受けてきちっと処理した上で流す施設でございましたので、今まではそういったところの汚水の処理をする施設に対しては、特に大きな規制をかけてこなかったところですが、ここにも一定の負荷量規制を適用しようとする。この2項目に新たな基準を設定するというものでございます。

3以下、ちょっと難しい数式がついているわけですが、この数式のa0値ですとかb0値というものをこのたび決めて、新たな負荷量規制基準を加えようというものでございます。

次のページですが、汚水処理施設等につきましても、その3号式にございますdという値について、1以下の数値を規制して、従来より幾らか負荷量が削減できないかと検討しておるということです。

この新たな負荷量規制を入れることで対象となる事業所数ですが、鳥取県ではそちら記載しているとおりの一般的な工場・事業所が25、それから污水関係の下水道等の施設が7ということで、島根県さんと入れて42と38と。こういった事業所に対して新たな規制を設けようというものでございます。

次のページを開いていただきますと、図で汚濁負荷量規制の改正前後の比較を絵で示しております。

まず上段の新設でございますが、もう既に新増設の事業所には負荷量規制の規制をかけているということを申し上げましたが、新たに中海区域、中海に流入する地域に工場・事業所を増設する場合については、一般的にC₀のところの線、上側の線のところで濃度規制がかかっているのですが、点々で示しているところの部分を一部、負荷量としては削減をしていただきますよということで、こういった取り組みをもう既に実施をしているところでございます。

それから、2段目の既設（増設あり）というものですが、左側、現行でございますが、黄色の部分が増設する前の負荷量ですが、そちらの方には従来からずっと手をつけてこなかったところですが、増設をする部分、右側の点線部分と斜線部分に分けておりますが、増設する部分の一部についてはこ

の負荷量の規制をかけてきたところでございます。

そこで、右側の改正後ということですが、赤囲みをしておると思いますが、従来手をつけてこなかった黄色の、もともと従来から排水しておられた部分についても一部負荷量を削減して、水質改善に資する対策としたいということの意味合いです。

この赤線の囲んだ部分の、負荷量の規制の内容をこのたび当審議会で御審議いただきたいということが1点目。

それから、最後の段ですが、汚水処理施設等でございますが、従来規制適用はなかったのですが、右側の欄を見ていただきますと、もともと水質汚濁防止法とかそういったもので濃度規制をかけてはありますが、下水道の終末処理施設ですとか農業集落排水施設というのは施設の能力でもって、ある程度一定レベルの濃度まで下げることができる、浄化能力がある程度その施設で決まっております。そういった施設の持てる能力までは下げさせていただきたいというのがその新たな規制適用の内容です。そのところがC0とCの間の点線部分については汚濁負荷量の削減を検討したいということの内容でございます。

ざっと汚濁負荷量の内容とこのたび諮問をさせていただく内容の説明ですが、続きまして3-3ですが、あとはざっとした周辺情報でございまして、前段で諮問内容でも申し上げました湖沼水質保全特別措置法の法体系でございまして、湖沼水質保全計画（都道府県知事）というのが真ん中に大きな四角で囲んであると思います。こちらを当審議会でも答申をいただきながら定めているものですが、その中に水質保全に資する事業の実施、これらが下水道なり農業集落排水対策なりが入っております。その2番目ですが、汚濁負荷削減のための規制ということで、①に従来の新增設に加え、既設の工場・事業所も対象とするという位置づけにされたところでございます。

それから、開いていただいて、3-4が一般的な指定湖沼の状況で、全国11湖沼で、このたびその一つである中海について諮問をお願いするというもので、下側に湖沼水質保全計画の策定状況を記載しておりますが、このたびの第5期、23年度に黄色いところを入れておりますが、今が23年度でこのちょうど第5期の中間年度、これから24年度に向けて規制をかけていきたいということです。

3-5に、現在の第5期の中海水質保全計画の概要版をつけておりますが、ちなみに今、中海の状況ですが、平成22年度が直近の水質の状況を御紹介しますと、CODでいくと大体横ばい状態です。下側に水質目標を定めておりますが、大体目標値が5.1のところは5.3ぐらい、それから全窒素が0.6、全燐も0.06という格好で、最高地点は幾らか削減となっておりますが、横ばい状態が続いているというところでございます。

資料3-6は、今後のスケジュールでございますが、島根県さんとも協議をしまして、ただいまの規制案について私ども事務局の方でおつくりして、本日の環境審議会の諮問、それには大気・水質部会への付議となると思っておりますが、あと、大気・水質部会の方で具体的な規制案について御審議いただいて、その規制案についてパブコメなり、それから関係機関、国等の調整を得まして、再度、大気・水質部会の方で最終案を御審議いただき、この環境審議会で全体会の中でまた御答申をいただくスケジュールにしております。

あと、資料3-7以降は関係法令をつけておりますので、後ほど参考にさせていただいたらと思います。以上です。

○檜谷会長

ありがとうございました。

この件に関しては専門的な面もありますので、水・大気部会で今後審議していただくことになろうかとは思いますが、現時点で質問のある方はおられましたらお願いいたします。よろしいですかね。

既存の、まだ規制がかかってないところも規制して、少しずつでも負荷量減らしていくということでございます。よろしいでしょうか。次回の当審議会では、結果が出てくると思います。それで見ただけであればと思いますけれども。現時点ではよろしいですか。

それでは、今回の諮問ですけれども、水・大気部会で御検討願うということでもよろしいでしょうか。

それでは、岡崎先生、よろしく申し上げます。
以上が審議事項3点ですけれども、よろしいでしょうか。

○小林室長 会長、済みません。

○檜谷会長 はい。

○小林室長

先ほど日置委員さんから御質問ございました森林のCO₂吸収量につきましてわかりましたので、ここで御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○檜谷会長 結構です。どうぞ。

○小林室長

先ほどの間伐によるCO₂の森林吸収量の算定ですけれども、京都議定書の方法に準じてやっているということで、間伐した後の森林の生育状況によってCO₂を吸収するというのは京都議定書の算定方式でございまして、先生が言われました間伐して林地に残った林地残材等が分解されてCO₂も発生するというは、科学的には当然正しいことであるのですけれども、あくまでもCO₂の吸収の算定の方ではそちらの方はカウントしないということで京都議定書の方で定めていますので、それに準じた取り扱いということで御理解いただきたいと思っております。

○檜谷会長 よろしいですか。

○日置委員

やや現実とは乖離しているとは思いますが、それはやむを得ないですね。了解いたしました。

○檜谷会長

それでは、時間もありますので、報告事項に移らせていただきたいと思います。

全部で6件ございますので、まず鳥取県環境影響評価条例の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。

○後藤田主幹

環境立県推進課の後藤田と申します。鳥取県の環境影響評価条例の改正について説明をさせていただきます。

資料でいいますと、資料番号、右肩に書いてあります。4-1をごらんください。

鳥取県環境影響評価条例及び施行規則の一部改正についてでございます。平成23年9月に、環境影響評価制度のあり方について、この審議会に諮問をさせていただいたところでございます。このときの諮問の理由といたしましては、環境影響評価法が改正されたということ、それに伴って条例の方も改正する必要があるのではないかとということ、それから、条例の方につきましても、施行後10年以上が経過してございますので、社会情勢の変化等を踏まえて、状況に応じた必要な措置が、改正等が必要ではないかとということで諮問をさせていただいたところでございます。

実は法律の改正でございますが、その施行につきましては平成24年と平成25年のそれぞれ4月1日の2段階施行になっております。今回、平成24年4月1日に改正される法律に関係いたしまして内容を踏まえまして、条例につきましてもこの法改正と同等の手続が必要ではないかとということで判断させていただきまして、条例とそれからその条例改正に伴う施行規則を改正するものでございます。

本来であれば、諮問、答申をいただいた後、条例改正をするものでございますが、今回の第1段階目の改正につきましては、事務手続の追加であるとか、あと内容的に住民理解を深めるための内容ということでございましたので、今回は報告ということでさせていただきますと思います。

条例改正の内容でございます。資料4-1の真ん中あたりをごらんください。今回の改正内容でございます。

(1) 方法書における要約書の作成と説明会開催の義務化でございます。方法書でございますが、昨今の情勢、当初資料の分量、紙の数が相当分厚くなっておりまして、内容も専門的なものになってきております。これらを踏まえまして、方法書段階におきましても周辺住民等に対する説明会を実施していただくと。さらに、要約書ということで、方法書の内容を要約した書類も作成していただくと。これを義務化するという内容でございます。

ちなみに、方法書の次の段階であります準備書につきましては、既に説明会及び要約書の作成は義務化されております。

それから、(2) 電子縦覧の義務化でございます。こちらの方につきましては、電子化の進展を踏まえまして、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧を義務化するものでございます。これは、方法書、準備書、評価書、いずれの公告縦覧につきましても共通でございます。

(3) 経過措置でございます。この条例改正につきましては、平成24年4月1日の施行を予定しております。なお、条例附則によりまして、施行日以後に公告及び縦覧された方法書、準備書、評価書について適用されるという経過措置を記載しております。

なお、今、条例改正の説明をいたしました、規則改正につきましては条例改正に伴う具体的な内容の改正でございます。

1枚はぐっていただきまして、資料4-2でございます。これが鳥取県の環境影響評価条例の手続の流れでございます。先ほど、方法書と言いましたのが一番上にあります方法書手続というものでございます。これは、環境影響評価の調査・予測・評価を行う、どのような方法でその調査・予測・評価を行うかという方法をまとめた書類でございます。ここの中の赤い箇所ですね。要約書であるとか電子縦覧、それから説明会の開催につきまして、今回の条例改正で追加された箇所でございます。

その方法書の手続が終わった後、調査・予測・評価を実際に行いまして、その次、準備書と書いてありますが、これがいわゆる結果、調査・予測・評価を行った1次取りまとめでございます。こちらの方の縦覧にも電子縦覧が追加となります。

その下、評価書と書いてありますが、大きい枠ですけれども、こちらが最終取りまとめでございます。準備書の段階の1次取りまとめに対する住民等の意見を踏まえまして、最終的につくられたのが評価書でございます。この最終取りまとめにつきましても、公告縦覧のときに電子縦覧をしていただくというところが今回の変更点でございます。

ちなみに、この評価書の手続が終わった後、許認可等を経まして実際の事業の実施ということで、条例上は事業実施に関して事後調査手続という手続がございますが、という流れになってまいります。

戻っていただきまして、4-1でございます。下の方、3番目です。今後の改正検討事項でございます。本日御説明させていただいた、いわゆる法の第1段階改正に伴う条例改正につきましては、県の条例も同等の手続ということで改正をさせていただきましたが、それ以外の第2段階の手続であるとか、あるいはそれ以外の風力発電所の対象追加、風力発電施設を対象事業に追加するという改正もでございます。

(1) 番が風力発電所の対象事業の追加で、これは政令改正でございますが、平成24年10月施行の予定でございます。

それから、(2)、(3)につきましては、これは法律の第2段階目の改正の内容でございます。計画段階配慮書の手続の新設、いわゆる戦略的アセスというものでございます。これが平成25年4月施行。それから、(3) 環境保全措置等の公表の手続の具体化。これも平成25年4月施行ということで、それから(4)ですけれども、以上(1)から(3)の内容さらに、それ以外に条例の施行から今まで10年以上経過してまいりましたので、条例の内容等の見直しについても検討をさせてい

ただきたいと思います。

この（１）から（４）までの内容につきましては、報告という形ではなくて、企画政策部会の方で審議の方をさせていただき、全体会で答申をいただいた上で条例改正という流れで考えております。

なお、資料４－３から４－７までにつきましては、条例とか規則の改正のあらましとか、新旧対照表あるいは今後のスケジュール等でございますので、後ほどごらんいただければと思います。以上です。

○檜谷会長

ありがとうございました。

時間もありますので、ここの件だけ意見を聞きたいと思います。特に今回は４－２の資料で、赤いところだけのもので報告ということで、実際にこれから部会で審議していただく内容は、来年度の９月ごろに出てくるということでしょうか。最後の４－７のスケジュールは。

○後藤田主幹

資料４－７、一番後ろの表に今後のスケジュールを書かせていただいておりますが、最終的な施行につきましては２５年４月を考えております。表の右から２列目が県の対応予定でございます。

そこに至るまでですけれども、これはまだ最終ではないのですが、考えとしては、さかのぼっていただいて、１１月議会に付議させていただきたいということで、それまでに企画政策部会やアセス審査会、パブリックコメントなどを得まして、もちろん企画政策部会、環境審議会全体会で答申をいただくという流れで、今のところは考えております。

○檜谷会長

４－７の流れで今後行くということで、今回は第１段階の４－２の赤いところが変わったという報告でございます。何か御質問があれば。

はい、先生。

○日置委員

たびたび失礼いたします。来年４月に本格的に法は施行になるので、県の方もそれに合わせて条例改正を２段階でされるということだと思いますが、私はたまたま国土交通省の道路環境アセスの技術手法検討委員会をしております。国の方の委員会等の資料では、例えば道路に関して言うと、９９年にアセス法が施行になってから今まで４０数件、実際に全国で道路に関する環境影響評価が行われて、それがどういう段階にあるかという詳しい資料が出てまいります。県に関しては、こういうふうな条例や規則に関する細かい手続に関することは資料を出していただいているのですけれども、この１０年、アセスが一体どうであったのかという実態に関する資料が何もないのですね。つまり、我々はこのアセスという制度が県においてどのくらい実際に適用されて、どうであったかということは何も知らないままに、ここで何か判断をせざるを得ないことになります。

ですから、部会ではそういう資料を出していただいているのかもしれませんが、次回、そういった実態にかかわる資料を出していただいた方がいいのではないかと私は思います。こういう制度というのは、制度をつくれればいいのではなくて、制度がどのくらい適用されたのか、それがどういうふうの実効性があったのかという評価が必要なのですが、ぜひそういう資料も次回出していただけないでしょうか。これはお願いです。

○後藤田主幹

御指摘のとおりでございます。実は９月の段階、諮問のときにも、条例だけなのですが、具体的に審査させていただいた４件ですけれども、条例と法アセス、それから自主的な環境調査につきましては資料として添付をさせていただいたところでございます。

企画政策部会でもそのような資料つけさせていただきましたが、次回、環境審議会のときにも改めて資料をつけさせていただきたいと思います。

○**檜谷会長** よろしく申し上げます。ほかに。

○**福田委員**

細かなことで恐縮なのですが、4-4、3ページの赤い字の分、真ん中よりちょっと下のあたり、第6条2のというところですが、これを読んでいきますと、方法書の説明会を開催することができるという文言がちょっと気になったものですから、前の4ページ、そのもとになっている部分ですが、そちらを見ると、説明会等を開催しなければならないと定めているわけです。それが最初申し上げたように、開催することができるというふうに、文言としてニュアンスが少し変わっているのではないかなど。むしろこれ「開催することができる」ではなくて、「開催しなければならない」か、もしくは「開催するものとする」という文言ではないとイメージが変わってくるような気がします。これはもう1カ所ですね、同じものがあります。

今申し上げたのは、方法書の作成に当たっての説明会のことですが……。

○**後藤田主幹** 資料4-4の4ページですか。

○**福田委員** ああ、ごめんなさい、4-4ですね。

○**後藤田主幹** 資料4-4の4ページの説明会の開催等、条例7条の2というところですかね。

○**福田委員** はい、そうです。

○**後藤田主幹**

こちらにつきましては、この条文は、御指摘の、できる規定のところは、当該地域内に方法書説明会を開催できる適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができるということで、説明会自体は開催しなければならないということで、その前段、7条の4行目で説明会を開催しなければならないということですので、こちらは義務でございます。地域内に適当な地域がない場合はその地域以外で開催することができるという内容でございます。

○**福田委員**

いや、それではなくて、当該地域を2つ以上の区域に分割して当該区域ごとに方法書の説明会を開催することができるということですから、先ほど御説明いただいたのはちょっと違うような気がするのです。

○**後藤田主幹** 資料4-6でございますか。

○**福田委員** 4-6の3ページです。

○**後藤田主幹** 3ページの6条の2でございますか。

○**福田委員** はい、6条の2の5行目、6行目、7行目のあたりです。

○**後藤田主幹**

こちらにつきましても、区域内が2以上の市町村が含まれているような理由等によって事業者が必要と認めるときは2以上の区域に区分して方法書説明会を開催することができるということでございます。

ます。

○福田委員

そういう文言ですが、条例の方では資料4-4の4ページ、7条の2の1項です。開催しなければならぬと、これでは表記してあるのですけれども。

○法橋部長

説明させてもらいます。

条例で、基本的には方法書の説明会はやらなければいけないと規定しているのです。これは大前提です。説明会はしなければいけないと条例で規定したと。それで、いわゆる規則の方は、条例を受けまして、開催しなければいけない説明会をどういう方法で開催することができるかということを規則で定めているわけです。規則の4-6の方ですね。その場合、例えば鳥取市と岩美町にまたがったような地域でそういった開発が起こった場合に、一緒に同じ場所でやってもいいのですが、鳥取市と岩美町を分けて説明会を開催することもできますよということを規則の中で規定しているだけの話です。説明会はあくまでやらなければいけないのです、条例上。

○福田委員 そうですね。

○法橋部長

その方法として、例えば市町村をまたがるような場合には、Aという市町村とBという市町村を別々に開催してもいいですよということなのです。それだけのことです。

○福田委員 別々に開催してもいいですよではなくて、別々に開催しなさい、ではない。

○法橋部長

いや、開催することができるで、これは、住民の人が、例えば事業者の方が、これを1カ所で2つの市町村の住民に対して説明しても、別にこれは不合理ではないわけです。同じ地域の中でやるわけですから、そんなに負担がかかる話でもありませんし、例えばどこか近くの市の境にある集会所なりなんなりで隣の町の人と一緒に来てくださいという形でやってもいいし、それから別々にやってもいいですよというだけの話です。

○福田委員

ということは、2つの地区を統合してやってもいいし、ばらばらでやってもいい、そういうことですか。

○法橋部長 はい、そういうことです。市町村をまたぐ場については。

○福田委員 わかりました。

○檜谷会長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

それでは、次の報告に移らせていただきます。

レッドデータブックとっとり改訂版の発行についてということをお願いします。

○尾崎課長

それでは、公園自然課の尾崎といいます。資料5の方で御説明をさせていただきます。

レッドデータブックにつきましては、鳥取県生物学会の皆様の御協力をいただきまして平成21年

度より検討を進めまして、平成22年度においてレッドリストという状況で公表をさせていただきました。この審議会でも御報告させていただいたところでございます。このたび、引き続き鳥取県の生物学会の皆様の御協力によりまして、この3月末にレッドデータブックとして公表できることとなりましたので、御報告をさせていただくものでございます。

基本的には、このレッドデータブックでございますが、電子データというものを基本としておりまして、県のホームページでの公表をさせていただくことにしております。冊子、紙ベースとしての資料といたしましては、国や県、学校、図書館などの公的機関でございますとか執筆協力者の皆様に配付させていただくという形で限らせていただきたいということで考えております。

冊子につきましては、初版本は動物、植物別々でございましたが、このたびは動植物1冊、さらには記載内容につきましても、この2番目に書いておりますけれども、写真と合わせていまして選定理由、特徴、分布、保護上の留意点、文献と、そういう項目で整理をさせていただいて、冊子にまとめて公表するという形になっております。以上でございます。

○**檜谷会長** ありがとうございます。この件に関して御質問のある方はおられますか。どうぞ。

○**鶴崎委員**

質問ではないのですが、これに絡んだことでちょっと一言情報共有ということで、半分苦情と半分お願いをしたいのですけれども。

このレッドデータブックというのは今回、私たちも苦労してつくってきているのですけれども、これは一体何のためにつくっているのかなということが実は最近ありました。それは一番最後の湖山池将来ビジョンに関連することなのですが、本来そこで言うべきかもしれませんが、ちょっと時間がなくなりそうなので先に言わせていただきたいと思います。

湖山池の水門をこの間、開放したというニュースが日本海新聞に報道されたのを御存じでしょうか。あれは、私も実は誤解していたのですが、水門を開放するという事は、本来、もとの自然な状態に戻るのだと私は思っていたのです。ところが実はそうではない。というのは、湖山池が、海につながった湖山川というのは、もともと千代川の河口付近につながっていたのだそうです。それが千代川の河口のつけかえに伴って、実は賀露港に直結してしまっているので、水門を開放してしまうと海水が多く入ってくるので、それ以前に経験したことのない濃度になってしまうということで水門が設けられたということだそうです。

私はこの問題をよく知らなかったのですが、だから勘違いしていて、水門を開くのはもとに戻るのだからいいのだろうと思っておったのですが、それが違うということを昨年の秋に、広田課長さんが湖山池にカラスガイという、県の特定希少野生動植物に指定されているものがあるのですが、その保護をどうするかということで相談に来られたときに説明を受けて、初めて私は誤解していたということを知りました。

特定希少野生動植物というのは、県が条例で採集とかを禁止して、保護に努めなければいけないと定めてあるやつなのです。カラスガイというのは淡水性のもので、東郷池並みの汽水になってしまったら棲めないものなのです。そのことは御存じなので、その対策をということで来られたのですけれども、保護の方法がミチゲーションのようなことを考え、つまり湖山池以外のところに移すみたいなことで、それで保護が成り立っているみたいな話までされておりましたので、私はびっくりいたしました。

この湖山池ビジョンは、もともと水質の問題の方で立てられた委員会だそうですが、実はこれを検討するに当たって、地元の生物関係の人がだれも入っておりません。そういうことも知らされないままに立てられたことでありまして、もうびっくりするようなことであります。その点については、落ち度があったということで謝られておりました。余り蒸し返してもあれなのですけれども。

私たちはそれで、実はカラスガイだけではなくてほかの淡水産のイシガイの仲間と、そこにしか棲

めないものが他にもいろいろおりまして、その保護も抜けている。その事業を凍結するなりそういうことはできないかとお願ひしたのですが、もうできないと言われます。そのかわりにカラスガイとかほかのものについてもモニタリングの委員会を設けてきちんと保護に努めるからということ、ついこの間説明を受けたところですが、大変心配をしております。

要望は今回のようなことが、もう次からないように、地元の生物関係の人はだれも知らなかった、しかもこの環境審議会でも知らされていなくて、しかも自然保護部会の委員の間でも議論されることもなかったということだったので、そういうことがないように、特に特定希少野生動物というのがないがしろにされるということは、すごく重大なものでありまして、県が、県条例で指定しているものをみずから破っているようなものだと私は思っております。

福田さんは御存じですが、岩美町の山の中に風力発電ができるときも、あそこに特定希少野生生物に指定されているクマタカが何つがいも営巣しているということが大きな阻止できる、できたかどうかかわからないですけれども、理由になったのですが、水質だけのために、どこかにミチゲーションすればいいだろうというふうに済ませてしまうというのは、そういうことが一切効力をなくすということですので、とても心配しているのです。そういうことを、ほかの審議委員会の皆さんにも知っていただいて、こういうことがないようにお願いしたいということが1点。

それから、モニタリングの委員会はいいののですが、その委員会だけで終わらないで、今後のことについても、やはり環境審議会の自然保護部会などに経過とかそういうことを取り上げて、議論を是非やっていただきたいというのが2点目です。これはお願いですが、いかがでしょうか。

○**檜谷会長** いかがでしょうか。今の時点で答えられるところで。

○**法橋部長**

鶴崎先生から非常に厳しい御意見いただきました。我々は、湖山池の環境、水質をどうするかということで、湖山池会議という会議を県と市で設けて、そこでいろいろ対策をとってまいりました。

この湖山池の水質、環境の問題というのは、非常に長年、いろいろなことが試みられてきておりました。それは何に端を発するかというと、基本的には千代川を治水対策ということで、蛇行しながら行っていたものを直線的に海に河口部分をつけかえたということが一つの端緒になっています。

後から経緯等、また湖山池のビジョンのところでも詳しくは説明させていただきますが、その段階で、先ほど鶴崎先生がおっしゃったように、海から湖山川が直結するような形で塩水が入ってくる状態になりました。当然、湖山池というのは従来、漁業でも使っていましたけれども農業でも使っていたということで、農業被害が出てきたということで、そこで従来つくっていた水門を閉じるという形の管理をやってきました、大体300ppmだとかそういった形で管理をして、農業用水で使える、水田に使えるような管理をしてきていたということです。

それで、そのことも影響しているのでしょうか、それからいろんな人間の生活の負荷もいろいろ積み重なって、環境が非常に水質等を含めて悪化してきたと。それで、特に漁業の問題は深刻で、そのことによってプランクトンが出てくる、そのことによってカビ臭が発生する、あるいはアオコが発生して生活環境としては非常にその臭気等の問題で周辺の住民の方々が苦勞されると。それから、ヒシ等も非常に繁茂してきて、ヒシというのはもともと食料にしたり、非常に人間とは共生しながらやっていたのですが、それが余りにも多量に繁茂して、これまた臭気の問題等で生活環境に影響を及ぼすということで、それを一体どうするのかということで、もう10年来、いろいろな形でやっておりました。漁民の方々は全部開けて、濃い塩水にしまえばいいとおっしゃっていますし、そうすると農業はどうするのかということがあって、そういった周辺の生活の利害関係というものが大きくあってなかなか解決ができなかったということがありました。

それで、今回湖山池会議の中でそういったものをどういうふうに改善するかということを検討いたしまして、ある程度水門を管理しながら、もう今よりも……。済みません、ちょっと前後しますけれども、それで平成17年からもうちょっと塩分を高くしましょうということで水門管理をちょっとか

えています。塩分導入試験ということで、従来、千代川から繋がっていたときのような形の塩分濃度がある程度一時的に、季節的にそういった塩分濃度にして、それで農業に支障がないように春先には下げるといふ導入試験をやってきたわけですが、この導入試験をやった塩分濃度をある程度上げて、従来あったような形に上げて余り環境の改善が見られないという結論になって、ではその塩分導入試験を今後どうするのかということになってまいりました。

それで、最終的には農業者の方が農業水利というものを、ある意味では妥協的に引き下がるという形で水田営農を畑作営農に転換して、湖山池の水利を基本的には放棄するというところで決着をした。そのことによって塩分濃度が上げられる環境になったので、従来の塩分導入試験のものよりはさらに高くして、さっきは鶴崎先生がおっしゃいましたけれども、2,000ppmから5,000ppmというところで管理していこうと。シミュレーションをしてみると、それが一番バランスとしてはいいのではないだろうかということでございます。

それで、生態系に全く配慮せずにそういった乱暴なことをやるのかという御指摘がありましたけれども、我々としては従来にも増して生態系には配慮したつもりではありました。生態系委員会というものを設けて、その中で生物種がどういふふうに変化するのかということは検討したところでございます。

ただ、我々として非常に今、反省しておりますのは、その委員の選定に当たって、いろんな経緯もあったのですが、地元の先生方に加わっていただくことをしなかったということで、県外の先生方に主にお願したということで、それももう少し人数をふやしてやればよかったのかもしれませんが、水生の動植物についてだけやっていったということがありまして、決して生態系のことに関して関心がなかったわけではなくて、むしろ生態系をどう保全していくかということについては、非常にそれなりに神経を使ったわけですが、委員の選定なりなんなりというところで配慮に欠けた部分があったのかなど。もう少し湖山池を身近に感じておられる研究者の方々には参画していただければ、もっといい結論が出たのかもしれませんが。

ただ、この問題は非常に長年、いろいろな利害関係の中でやっているのと、それから湖山池というのは非常に県民、市民にとって大事な自然環境だということで、市民の方にもそういったデータを与えながらアンケート調査をやったりして、こういう解決方法が一番いいのではないかとすることが大方の意見だったと、そういった議論、プロセスを踏まえてやったこととございますので、今の段階でそれをもう一度白紙に戻すようなことは非常に困難だということで、鶴崎先生の方には御説明させていただいたところでございます。

これからどうするかということですが、生態系の問題も当然あります。それから水質も、このことによって、あくまでもシミュレーションだけの話ですから、実際これをしていったときにどういふふう環境に影響を与えるのかというのは、ある意味では未知の部分、実際問題としては我々慎重にシミュレーションはしましたけれども、本当にそのとおりになるのかどうかということにはわからない部分もあります。自然のことですから、いろんな要素が新たに加わってくる。ですから、底質の問題なども含めて、これまで以上にモニタリングを大幅に拡充してやっていくと。その中で、生物に関してもモニタリングをしっかりとっていくということで、それで生物、それからいろんなことについて悪い方の影響、負の影響というものが見られた場合には、またその段階で立ちどまって考えるということも視野に入れていかなければいけないと思っております。

それで、先ほどおっしゃいましたカラスガイの問題は、希少種ということで非常に重要な生物集団ですが、これについては当初、我々もちょっと安易に考えていた部分があって、多鯰ヶ池に持っていくという話をしていたのですが、鶴崎先生から非常に御指導、御鞭撻をいただきまして、湖山池の中の、そこに流入する河川の周辺、塩分濃度が非常に低いと思われるそういった部分に移殖放流して、何とかそこで保全を図りたいということで今、計画して、実際問題、既に採取してそこに放流をさせていただいたということとございます。

先ほど鶴崎先生がおっしゃいましたけれども、その他の種についてもしっかりとモニタリングをしていって影響を見ていながら、そういった影響に対する新たな対応をしっかりとやっていきたいと考え

ておりますので、よろしく御配慮いただきたいと思ひます。以上です。

○鶴崎委員

一つ誤解があると思ひますけれども、ミティゲーションというのは、私としては湖山池の中であること自体にも反対しておりました。湖山水系の中であればいいということも言っていなかったのです。それについて私は、とにかく今の状態を保たないと、とにかく保護できないのではなからうか、ということをお願いしていただけなのです。その回答を聞かないままに、ニュースで私たち初めて開放したと聞かされて、しかも私たちも言ったら、もう既に移したと言われまして、とてもおかしいことがされているなと思ひております。

ただ、湖山水系内であればまだ、移すよりいいのですが、今、湖山池の中でも既に棲んでいないということは、何かがあつて棲めないわけですね。だから、そこへ持つていって本当に定着できるのかというのはすごく心配しておりました。しかも、カラスガイというのは魚、ヨシノボリなどの仲間に幼生が寄生するという生活もして、その魚もいなければカラスガイは棲めないという微妙な生態を持つている生き物です。そう簡単にミチゲーションとか、湖山池の中であること自体でもすごく危ないことだと思ひています。

それから、これはもう遡つてもしようがないのですが、アオコとかの発生を抑制した事例は塩分導入しなくても成功しているのはたくさんある、琵琶湖などでも、ゼロではないかもしれませんが相当消えていると思ひますし、諏訪湖などももうすごくきれいになっております。

この後で、このビジョンは、とにかくいいことばかり、都合のよさそうなところだけを書いておりました、申しわけないですが。アオコとかも出ないようにきれいになったら、漁獲量は減るのですよ。シジミなども漁獲量は多分減ると思ひます。水がきれいになったら生き物も棲めなくなるというのはあります。ところが、いてほしくないブルーギルやブラックバスはこの塩分では棲めなくなるみたいな都合のいいところだけ、ここには書いていませんが、私が前にもらった資料には書いてありました。

それから、いろんな委員会なり百人委員会みたいなもので慎重に議論したと言われますが、どう見ても都合のいいところだけをピックアップして決められたとしか私たちには思えない。百人委員会も、百人も委員がいながら地元の生物関係の人は1人も入っていなかった。多分、野鳥の会の方も御存じなかったと思ひます。

かつ、生物多様性ということに対してはとても大問題でして、東郷池と湖山池と比べたら、野鳥でもトンボでも格段の種類層の違いがあるのです、実は。1. 5倍から3倍ぐらいの開きがあります。東郷池並みの塩分だったらトンボは棲めない。湖山池はいろんなトンボが飛んでおりますけれども、それもいなくなる。豊かだといいますが、トンボも飛ばないような池が本当に豊かなのかと私としては思ひて、とても憤慨しているのですが、でももとに戻せないと言われますので、とりあえずモニタリングの方を見守るしかないのかなと思ひていますが、ただ、これはモニタリング委員会という小さなところだけの問題ではなくて、環境審議会の中でもオープンに情報を開示して議論していただきたいというのがお願いです。それについて、お返事をいただいていないのですか。

○法橋部長

環境審議会の中でもモニタリングの結果などを報告させていただいて御意見を賜りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○鶴崎委員

湖山池水内でのカラスガイを絶滅させるということになったら、環境行政についてすごい汚点なのです。もう既に汚点だと思ひているけれども、これを本当に絶滅させるようなことになったら、何をしているのかということをお問ひかねませんので、これはぜひとも重大に、慎重に対処していただきたいと思ひています。

○**檜谷会長** それでは、時間も残り少なくなっていますので、次の報告に移らさせていただきます。資料6の、鳥獣保護管理計画に関連した3つの報告をあわせてお願いいたします。

○**尾崎課長**

公園自然課です。本審議会からも鳥獣部会に付議されまして、鳥獣部会での審議結果について概要ペーパーを添付させていただいております。これについて御説明をさせていただきます。

最初に、資料6-1でございます。第11次鳥獣保護事業計画でございます。

鳥獣保護事業計画は、本県の鳥獣保護事業に係る基本的な考え方をまとめたものでございまして、5年ごとに見直し、策定するというものでございます。現行の計画は、第10次鳥獣保護事業計画として平成23年度末、この3月31日で失効するという形になっております。国は、鳥獣保護法に基づきまして、昨年9月5日に国が鳥獣保護事業の基本方針を公布いたしました。この基本方針に基づきまして、現在の鳥獣保護事業計画を見直しまして、第11次計画として策定をしたものでございます。

本分は30ページに及ぶものでございますので、概要版の形にさせていただいております。

記載内容でございますが、本県の現状と鳥獣保護事業の推進ということで、野生鳥獣の安定的存続と農林水産業被害の防止を基本といたしまして、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展と地域活性化への寄与、野生鳥獣との共存、自然豊かな郷土の伝承、そういったものを記載しております。

計画期間は、この4月1日から平成29年3月31日までの5年間という形でございます。

具体的な内容でございますが、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

鳥獣保護区というものを設定することにしておりますけれども、指定期間は10年間という形で、基本計画期間内に失効する鳥獣保護区の更新を行うという形で考えておりますし、さらにはオオタカの生息地であります清水原につきましては、鳥獣保護区指定の検討を行う形にしております。

鳥獣の保護管理の考え方につきましては、希少鳥獣、資料鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣という4区分で保護管理を行うこととしておりまして、基本的に希少鳥獣につきましては、生息状況を把握しつつ、種や地域個体群の存続を図ること、外来鳥獣につきましては、特定外来生物の根絶を目指すという方向で考えております。

次、2ページでございます。特定猟具の使用禁止区域ということで書いておりますけれども、いわゆる猟銃でありますとかそういった狩猟の方法の使用区域についての設定を記載しております。地元の市町村の方々からの御意見を伺いまして、引き続き特定鳥獣の禁止区域の設定を継続するとともに、地域の要望を受けまして、新たに倉吉市の津原地区の指定を予定を検討する形にしております。

ただ、特定鳥獣保護管理計画につきましては、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについて策定をすることにしております。これにつきましては後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

次、右側のページ、3ページに参りまして、鳥獣の生息状況調査でございますが、引き続きまして希少鳥獣でありますオシドリ調査でありますとかガン・カモ・ハクチョウの渡来調査を実施することにしております。

それから、鳥獣保護事業の実施体制でございますが、引き続きまして、各総合事務所に自然公園監視業務とあわせ鳥獣の保護を行う自然保護監視員を配置いたしまして、監視体制を強化することとしております。さらに、保護管理の担い手として、狩猟者の減少が危惧されますことから、狩猟者の確保、養成にも努力してまいりたいと考えております。

そのほかのところでも書いておりますが、愛鳥モデル校の指定でございますとか愛鳥週間ポスターコンクールでございますとか野生動物のすみかコンクールなど、鳥獣保護思想の普及を図りたいと考えているところでございます。

はぐっていただきまして、4ページでございます。先ほど申し上げました保護管理計画の関係でございます。イノシシの保護管理計画でございます。これも概要版という形で御説明をさせていただきたいと思っております。

本県の中山間地域では、依然としてイノシシ被害がかなり顕著に発生をしております。このような農林水産物の被害の軽減とか個体数の維持、生物多様性の確保をするために計画的な保護管理を行いたいと考えておまして、いずれにしましても人間との共存を図るという視点で、この4月1日から平成29年3月31日までを計画期間として、年間6,000頭以上のイノシシの捕獲をするということを目指して、個体数調整による生息頭数の減少を図ることとしております。具体的には、狩猟期間の延長でございますとか、くくりわなというものがございしますが、直径規制の解除、それから捕獲体制の整備などで実施してまいりたいと考えております。

それから、5ページ、これはニホンジカの保護管理計画でございます。これも、ニホンジカにつきましては県東部を中心に農林業被害、さらには生態系被害というものが顕在化しておまして、県下全域への被害拡大が懸念されておるところでございます。このため、生息数を安定的に維持しながら人とのあつれきを軽減しまして、共生を図ることを目的とした保護管理を行うこととしております。

これも、本年4月1日から平成29年3月31日までを計画期間といたしまして、農林業被害が顕在化しない生息水準、SPUE値が0.1以下と書いておりますけれども、中ほどでございますが、SPUE値0.1以下というのは1人の猟師が当該区域に10日間出猟したときに1頭のシカを目撃するレベルということで、このレベルまで捕獲圧をかけて頭数の減少を図りたいということでございます。これも具体的な対策をいたしましては、狩猟期間の延長、くくりわな直径の制限解除、捕獲体制の整備ということで、これもイノシシと同様の対応をまいりたいと考えております。

引き続きまして、ツキノワグマの保護管理計画でございます。ツキノワグマにつきましては、平成22年度、昨年度、大量出没がございました。このため、本県では昨年の8月に現行の保護管理計画を見直しまして捕獲圧を高める形で対応してきております。この一度、昨年8月に見直した保護管理計画を再度チェックいたしまして、この4月1日から29年3月31日までの計画期間とする保護管理計画をこのたび策定をしたものでございます。

考え方につきましては、人身被害の防止でございますとか農林被害防止対策を行うとともに、東中国山地の地域個体群の維持、環境省基準でいきますと、氷ノ山山系で今、800頭以上確保すれば、地域個体群としては維持できるだろうというレベルまで地域個体群を維持しつつ、平成22年度のような大量出没が発生しない頭数までの管理を行って、人とクマとの共存を目指した取り組みを行おうとするものでございます。これにつきましては、やはり近県の兵庫、岡山との連携も調整を行いまして、そういう取り組みで考えていきたいと考えております。

保護管理の方法につきましては、基本的には狩猟は禁止するという状況の中で、継続して農林業被害の発生が見込まれる場合には有害捕獲許可を可能としたこと、さらには錯誤捕獲、いわゆるイノシシでありますとかシカを捕獲するためにくくりわな、先ほど12センチのくくりわな直径解除と申し上げましたが、そういうわなにかかったものについては、基本的には放獣をするという形で対応を整備いたしまして、保護管理を徹底するという形で考えております。さらに、同時に生息密度調査も引き続き実施をいたしまして、個体数管理を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6-2を説明をさせていただきたいと思っております。

資料6-2の1ページでございますが、イノシシ及びニホンジカの狩猟期間の延長というものでございます。鳥獣保護法では、狩猟期間は基本的に11月15日から2月15日が狩猟期間として定められております。イノシシ、ニホンジカによる農林業被害、生態系被害が顕著なことから、この期間の前後を15日ずつ延長いたしまして、イノシシとニホンジカに限って11月1日から2月末日までを狩猟期間とする形で狩猟期間を延長しようとするものでございます。

はぐっていただきまして、2ページ目でございます。イノシシ、ニホンジカの両方の禁止解除ということで、鳥獣保護法ではクマなどの錯誤捕獲の発生が危惧されることから、くくりわなの直径は12センチ以下ということで先ほども御説明をいたしましたけれども、その12センチ以下となっているものをイノシシとニホンジカの農林業被害、生態系被害を防止するために、この直径規制を解除して捕獲を進めようという形で考えております。解除期間は第11次保護事業計画、今後5カ年としております。ツキノワグマが錯誤捕獲された場合には、引き続き放獣体制を整備いたしまして、放獣に

よる対応をさせていただきたいと考えております。

それから、3ページ目でございます。ニホンジカの1日当たりの捕獲頭数制限解除ということでございます。これも鳥獣保護法では、ニホンジカに限って捕獲頭数が、狩猟者1日当たり1頭に限られております。イノシシは捕獲制限がないわけでございますが、ニホンジカについては1頭とされていることから、これを解除して捕獲を進めたいと考えているところでございます。

それから、はぐっていただきまして、資料6-3でございます。ツキノワグマの狩猟禁止というものでございます。鳥獣保護法ではツキノワグマは狩猟鳥獣の位置づけになっております。本県のツキノワグマは孤立個体群という形で氷ノ山山系を中心とする東中国山地の個体群があるわけでございますが、レッドデータブックにおきましても絶滅危惧種に分類されておきまして、生息数が増加傾向にあるものの環境省が定める基準はまだ越えていないという状況があるものですから、引き続き狩猟については捕獲を禁止する形で進めたいということで考えているところでございます。以上でございます。

○**檜谷会長** どうもありがとうございました。

資料6に関して御意見がある方は、よろしく願います。

どうぞ。

○**一澤委員**

このニホンジカの保護計画についてですが、いろいろ保護管理調査とかモニタリングを予定されているみたいですが、シカの個体数がふえると林床の植物が特に大きな打撃を受けますので、そういった植物層の調査も同時にしていただけるといいかなと思います。北海道とか神奈川県では、植生が余りに変化しているので、保護区みたいなものを設けて、食圧のあるところと比較対照している例などもありましたので、もしシカの個体数を効果的に減らすことができない場合などにはそういった保護枠を設けることを考えてもいいかなと思いました。

あと、もう1点、済みません、湖山池のことですが、水質が日々変化していくということで、植物、生物層の方のモニタリングも、しばらくの間は短いスパンでモニタリングをした方がいいのではないかと考えています。ありがとうございました。

○**檜谷会長** どうぞ。

○**尾崎課長**

ニホンジカにつきましては、モニタリング調査を引き続き実施したいと考えておりますし、植物調査につきましてもそういう視点も加えて調査をしたいと考えます。

なお、シカの被害につきましては、現在、氷ノ山の山系におきまして、サンカヨウという植物があるのですが、それがかなり食べられてしまってなくなるおそれもありますので、部分的ではございますがそれを保護する形で予算も措置をして、捕獲と柵をつくるなり、それからくりわなによる捕獲も進めて植物を保全する形で実施しているところでございます。

調査については引き続き、そういうふうな形で、植物調査についても実施したいと考えています。

○**広田課長**

湖山池の部分については、後ほどまた将来ビジョンも説明させていただく時間があるかどうかわかりませんが、水質のほかにも、さき方、部長も申しましたように、水生植物ですとかプランクトン、魚介類、定性動物についてもモニタリングなりを実施して、それらについては地元の先生に十分入っていただいた中で御意見をいただこうと考えております。

○**檜谷会長** よろしいでしょうか。

○一澤委員

湖山池ですが、結局、塩分が入ってくるということで、水質が変わった最初の時点がとても変化が大きいと思いますので、1年たってから、2年たってから、5年たってからということだと、もう完全に変わってしまっていると思うので、最初の時点をちょっと細かく見た方がいいのではないかと思います。

○広田課長

ありがとうございます。ちょっと突然開いたという鶴崎先生からの御指摘もありましたが、それ以降、塩分濃度なり、そういった水質の監視も始めておりますので、またモニタリングも引き続き実施をしていきたいと思っております。御理解いただきますようお願いいたします。

○檜谷会長

時間を越えているので、あと1つ報告を、湖山池の御報告をしてもらって、御意見いろいろあるかと思いますが、報告は後で事務局の方にしていただくということで、報告だけしてもらいたいと思います。

○広田課長

それでは、さき方から話題になっております資料7の方です。カラーの資料がお手元にあると思いますが、将来ビジョンについて簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

県と市で、この1月に将来ビジョンということで、「恵み豊かで、親しみのもてる湖山池を目指して」という基本理念のもとにつくったものでございます。およそ二、三十年後の湖山池の目指す姿というものを示したということでございます。

開いていただいて、2ページの方に、さき方から話題になっております河口つけかえの状態です。左側の赤い状態、千代川に結構湖山川がつながっていたわけですが、それを現在のように賀露港の方に直接つながって、今、日本海と直結している状態になっておるのが現状でございます。これは昭和58年の河口つけかえの状態でございます。

それから、下段の方ですが、湖山池と人々のかかわりについて、下側の方に写真をつけておりますが、去年、おとしぐらいからアオコの大発生で、左側の写真ですが、白く見えるようなものが、もう既にプランクトンが死んで腐敗を始めておって、こちら、南側の方の地域の方々はまだ窓もあけられない状態があったということも御承知おきいただければと思いますし、右側の方の緑の写真も、ヒシが全部湖面を覆い尽くして、茶色になっておるのはもうヒシも枯れていると、上側の方で、大量に繁茂して。そういった状態が続いておると。それからCODの75%値がこの16年から20年前後、ずっとちょっと右肩上がり水質の悪化も見られたというところでございます。

3ページの方の上段に、最近といいますか、昭和58年の河口つけかえ以降の、ざっと年表的には示しておりますが、平成元年からさき方、部長の方が申しましたように、農業対策ということで、下側に塩分濃度を示しておりますが、青ぐらいの線ぐらいのところから約17年間はおおよそ淡水状態にしてきたところですが、それから、公開討論会とか湖山池百人委員会などでいろんな御意見もいただきながら、平成17年から150から1,000ぐらいにまた戻して取り組んできたところですが、さき方のCODの例のようになかなか水質改善には至らなかったと。ヒシやアオコの大発生があったということでございます。

将来ビジョンの策定に至るまでということで、水質管理計画なりを定めて水質浄化対策に取り組んできたところでございますが、なかなか今のような状態で改善できないということで、平成22年に湖山池会議を設置して、いろいろな今後の対策について検討したと。それから、コンピューターを用いた水質予測、さらにはさき方ありました魚介類と水生植物、プランクトン、この水に直接関与するような動植物に対しての生態系の委員会も設けて予測分析をしてきて、今後は住民の方々も市民の方々にもアンケート調査を実施したりして御意見もいただきながら、そこの赤字で示しておりますよ

うに、アオコやヒシの発生抑制を図って汽水域の再生を目指そうと。それから、汽水化によって困難となる農業については、作付転換などの協力をお願いするということに至ったというところでございます。

その後、4ページ、5ページについては、将来ビジョンを、きれいなところばかり書いてあるというところの主な内容かもしれませんが、基本理念が「恵み豊かで親しみがもてる湖山池を目指して」ということで、良好な水質、豊かな生態系、暮らしに息づく池という目指す姿を考え、また目標の指標についても従来、CODですとか窒素、リンとか、地域住民にはなかなかわかりにくいものではなくて、透明度ですとか水草の繁茂状態とか漁獲量とか、そういった観点でも指標として定めて、どんな状態にあるのかということに住民の方々の五感チェックなども取り入れて確認していきながら、また意見を言っていただきながら取り組んでいけたらと思っております。

6ページ目の方ですが、具体的な取り組みが、さき方、上段の方に掲げておりますとおり、高塩分化による汽水域の再生ということで、海水の10分の1から4分の1ということで、2,000から5,000ぐらいの塩分濃度で管理をしていこうということで、この3月12日から取り組み始めたところでございます。

2以降の部分については、右側7ページの方に行政側の取り組み、また事業者の皆さん、市民の皆様をお願いする取り組み内容も具体的に書かせていただきながら、一緒になって浄化に向けた取り組みをしていきたいということに掲載させていただいたところです。

最後、8ページの最後のページでございますが、このように、今、湖山池水質管理計画ということで、浄化対策なりを計画的に進めていく管理計画も策定中ございまして、そちらの計画の進捗状況もあわせて見ながら、また、さき方から申しておりますように、市民の皆様方からのいろんな御意見も反映しながら関係者の方々の御意見も十分取り入れて、この将来ビジョンというものに取り組んでまいりたいということでございますので、さき方申しましたように、水質だけではなくって生態系の方のモニタリングにも鋭意取り組んでまいりまして、繰り返しになりますが、こちら環境審議会の方にもそういった状況については御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○檜谷会長

この内容については、皆さん御存じない方が多いと思います。意見を聞くともう時間が足らなくなるので、とりあえず時間も過ぎていきますので、持って帰ってよく読んでいただいて、御意見がある人は直接、事務局の方に出していただくということでよろしいでしょうか。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

きょうのところはそれでお願いいたします。

一応時間も過ぎていきますので、その他、審議した内容について、もし御意見がある人がおられればあれですけれども。

なければ、以上できょうの審議会を終わりにしたいと思います。長い間どうもありがとうございました。

事務局の方にお返ししますので、事務連絡等あればお願いします。

○事務局

事務連絡ございません。済みません、時間オーバーしまして、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。